事　 務　 連 　絡

令和４年２月２２日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、出勤者数の削減、

イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　令和４年２月１８日の第８８回新型コロナウイルス感染症対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき区域について、２月２０日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県が除外されることが決定され、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が３月６日まで延長されるとともに、｢新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針｣が変更されました。

これを受けて、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、別添１～３について周知依頼が発出されました。

また、本会から令和４年２月１６日付事務連絡にて送付いたしました、第４１回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部で発出された大臣指示について、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等にともない、別添４のとおりその内容が一部変更されました。

これらを受け、国土交通省より周知依頼がありましたので、貴会会員企業の皆様に対し、周知・ご協力方よろしくお願いいたします。

以　上